

鳥羽市監査委員告示 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年11月24日

鳥羽市監査委員 村林 守

鳥羽市監査委員 井村 行夫

記

〔 保 育 所 定 期 監 査 〕

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成28年度及び平成29年4月から8月までの保育所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年 月 日	対 象 箇 所
H29. 9. 26～ H29. 10. 3	全保育所（書面審査）
H29. 10. 4	菅島保育所
H29. 10. 11	桃取保育所、あおぞら保育所
H29. 10. 13	神島保育所
H29. 10. 16	相差保育所
H29. 10. 19	安楽島保育所

(4) 監査結果の講評日

平成29年11月9日

2. 監査の主眼及び方法

各保育所における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理が適正に行われているかを監査した。

なお、監査の実施にあたっては、あらかじめすべての監査対象機関に調書の提出を求め書類審査を行うとともに、任意に実地監査対象を抽出し、関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

3. 監査の結果

各保育所における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理は一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

以下の事項を監査結果として報告する。

1 指摘事項 ① 週休日の振替及び代休指定について〔是正・改善事項〕

週休日の振替簿を確認したところ、勤務を命じた週休日の後8週以降の勤務日に週休日を振り替えている事例が見られた。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則では、勤務を命じた週休日の前4週、後8週内に振り替えることとされている。また、休日の代休指定簿を確認したところ、勤務を命じた休日が休日以外の日が記載されている事例が見られたことから、規則の内容を正確に把握し、適正に運用されたい。

2 所見 ① 備品台帳の管理について〔注意事項〕

備品を確認したところ、システム登録していないものや、登録シールが貼られていないものが散見された。登録・廃棄処分の見極めを行い早急に整理し、適正な管理をされたい。

② 諸帳簿の確認事務について〔努力・要望事項〕

諸帳簿の確認事務については、各保育所とも所長が担当しており、職員数が多い保育所ではその事務が負担になっているように見受けられた。主任も含めた効率的な事務分担を行う等協力体制を講じられたい。

〔 学 校 定 期 監 査 〕

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 28 年度及び平成 29 年 4 月から 8 月までの小・中学校、幼稚園における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年 月 日	対 象 箇 所
H29. 9. 26～ H29. 10. 3	全小・中学校、幼稚園（書面審査）
H29. 10. 4	鳥羽小学校、菅島小学校
H29. 10. 13	神島小学校、神島中学校
H29. 10. 16	長岡中学校
H29. 10. 19	鳥羽東中学校、安楽島小学校
H29. 10. 25	弘道小学校

(4) 監査結果の講評日

平成 29 年 11 月 9 日

2. 監査の主眼及び方法

各学校における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理が適正に行われているかを監査した。

なお、監査の実施にあたっては、あらかじめすべての監査対象機関に調書の提出を求め書類審査を行うとともに、任意に実地監査対象を抽出し、関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

3. 監査の結果

各学校における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理は一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

以下の事項を監査結果として報告する。

1 指摘事項 ① 備品台帳の管理について〔注意事項〕

備品を確認したところ、システム登録していないものや、登録シールが貼られていないものが散見された。登録・廃棄処分の見極めを早急に行い、適正に管理されたい。

2 所 見 ② 現金の管理について〔検討事項〕

収納代理機関の営業日の縮小により、現金の保管が多くなることが予想される学校が一部あることから、適正な取り扱い及び管理方法について、教育委員会事務局と検討されたい。

③ 施設管理について〔努力・要望事項〕

施設の管理については、定期的に校内の安全点検を行い児童・生徒の安全性の確保に努められていたが、施設の老朽化が進み修繕対応に苦慮されていた。厳しい財政状況であるなか計画的に施設改修等が行われているが、適切な時期に補修を行うことが経費の節減に繋がることもあることから、特に生徒の安全管理にかかわる事項に対しては、安全・緊急性を最優先に改善を図り、効率的かつ計画的な施設の管理に努められたい。